

## 「平成 27 年度緑の少年団育成業務委託」特記仕様書

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 1 委託名称 | 平成 27 年度緑の少年団育成業務委託        |
| 2 委託期間 | 契約の日～平成 28 年 3 月 23 日      |
| 3 業務箇所 | 佐賀県一円                      |
| 4 実施主体 | 佐賀県緑の少年団連絡協議会（以下「協議会」という。） |

### 5 事業目的

県内の緑の少年団（以下「少年団」という。）の団員や指導者が、野外活動を通じて相互の交流を図り、自主性及び協調性を養い、自然や緑の大切さを感じることで、環境緑化・美化活動に積極的に参加する心を培い、緑化の推進に資することを目的とする。

併せて、活動発表大会を開催し、地域の森林保全や緑化活動に優れた少年団を紹介することで、相互研鑽による資質向上を図る。

### 6 業務の内容

業務内容は下記のとおりとする【別添 1 参照】。

#### (1) 「緑の少年団地区交流大会」の開催

- ア 県内を佐賀中部・鳥栖地区、唐津・伊万里地区、武雄・鹿島地区の 3 地区に区分し、各地区 1 回開催する。
- イ 参加者は、各地区の少年団全員を対象とする。
- ウ 開催内容は、事業目的に沿った内容とし、多くの少年団が参加できるものとする。
- エ 開催日時は、各地区の大多数の少年団が参加できる日時とし、関係の農林事務所と協議のうえ決定する。
- オ 開催企画に当たっては、関係の農林事務所及び「美しい緑の郷土づくり県民運動市町推進協議会」（以下「市町推進協議会」という。）と協議し決定する。

#### (2) 「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」の開催

- ア 県内全域の少年団を対象に県内で 1 回開催する。
- イ 開催内容は、事業目的に沿った内容とし、多くの少年団が参加できるものとする。
- ウ 開催日時は、平成 27 年 8 月とする。
- エ 開催企画に当たっては、協議会と協議のうえ決定する。

#### (3) 「佐賀県緑の少年団活動発表大会」の開催

- ア 「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」と併せて実施する。
- イ 発表団及び審査委員については、協議会が決定する。
- ウ 開催要領【別添 2（H26）参照】に沿って、協議会と協同で大会を進行する。

## 7 業務の実施

業務の実施にあたっては、事前調査及び企画を行い、下記事項に留意し、参加者の安全確保やトラブル防止に努めなければならない。

- (1) 参加者については、関係の農林事務所及び市町推進協議会と協議のうえ決定すること。
- (2) 参加者の健康管理のため、看護師を配置するとともに医療機関の対応を整えること。
- (3) 参加者については、全員傷害保険に加入すること。
- (4) 開催会場及び器材等の使用に当たっては、受託者の責任で承認を受けること。

## 8 協議事項等

- (1) 委託内容及び設計図書について疑義が生じた場合は、基金と協議し、指示を受けるものとする。また、本仕様書がない事項についても同様とする。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、基金の承認を受けるものとする。
- (3) 大会開催前、終了後にはその報告を行うこととする。
- (4) 本業務における報告書は以下のとおりとし、部数は2部とする。
  - ①大会等の開催実績及び大会等毎の自己評価、参加者の意見集約
  - ②大会開催記録写真

## 9 遵守事項

- (1) 受託者は、本業務によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の実施にあって、受託者による責により使用施設等に損傷を与えた場合（第三者に及ぼした損害を含む）は、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、本業務内で個人情報を取り扱う場合は「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。